

ふぐ

令和5年度ふぐ処理者試験について（予定）

（公社）茨城県食品衛生協会では令和5年度ふぐ処理者認定試験を下記のとおり予定しています。この認定試験は、食品営業施設でのふぐによる危害発生を防止するため茨城県ふぐ取扱指導要綱に基づいて行われており、茨城県知事の指定を受けた当協会から認定証書が交付され、ふぐ処理者としてふぐの除毒処理を行う業務に就くことができます。

受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であること。

申込期間

令和5年7月1日（土）
午前10時00分

）

令和5年7月14日（金）
午後5時00分まで

* 申込期間内であっても
申込上限に達し次第、
申込を締め切らせていただきます。

* 受験希望者数によっては
実施しない場合があります。

申込方法 ※申込はインターネットからのみとなります。

（公社）茨城県食品衛生協会ホームページ

<http://www.ib-syoku.jp/>
（ホーム>講習会案内>ふぐ処理者認定試験）



添付提出書類

- ①本人確認書類
- ②学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であることを証する書類（中学校、高等学校、大学等の「卒業証明書」又は「卒業証書の写し」）
- ③以下の資格を有する者又は資格要件を満たす者については、それを証する書類
 - ・食品衛生法施行規則（昭和23年厚令第23号）別表に規定する食品衛生責任者
 - ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく資格を取得するための資格要件を満たす者（食品衛生監視員、食品衛生管理者）
 - ・その他衛生関係法規に基づく資格を有する者（栄養士、調理師）
 - ・改正前の茨城県フグ取扱指導要綱第3条第2項で規定する第1種フグ取扱者の資格を有する者

試験について

試験日：令和5年9月2日（土）
試験会場：学校法人中川学園調理技術専門学校
水戸市見和3-663-10

試験科目：（1）学科試験
ア 水産食品の衛生に関する知識
イ 関係法規
ウ ふぐの種類と鑑別
エ ふぐの処理と鑑別
オ ふぐの一般知識
（2）実技試験（①種類鑑別 ②除毒処理）

受験料：38,000円（消費税込み）
※受験日当日に現金のみで徴収いたします。
※お預かりした受験料は原則返納しません。

問合せ先

（公社）茨城県食品衛生協会

電話：029-241-9511（平日8：30～17：00）
E-mail：ibsyoku2@pluto.plala.or.jp
HP：<http://www.ib-syoku.jp/>